

就学援助制度について

恵那市では、市内の小中学校に在籍している児童生徒のうち、経済的理由により就学が困難な方に対し、給食費や学用品費など、学校で必要となる費用の一部を援助しています。

1. 援助を受けることができる方

次のいずれかに該当し、経済的に困っている世帯の方

- (1) 生活保護を受けている
- (2) 生活保護が停止又は廃止された
- (3) 市民税が非課税の措置をうけている
- (4) 市民税が減免されている
- (5) 国民年金保険料が免除されている
- (6) 国民健康保険料が減免又は徴収猶予されている
- (7) 個人事業税が減免されている
- (8) 児童扶養手当が支給されている（児童手当は該当しません）
- (9) 固定資産税が減免されている（住宅新築の場合は該当しません）
- (10) 生活福祉資金の貸し付けを受けている
- (11) 上記1～10に当てはまらないが、職業が不安定で生活が困窮している

【参考】（11）に該当する所得額の上限の目安

家族 人数	家族構成の例（年齢）	年間所得額 （世帯全員の合計）
2人	親（37）子（9）	214万円程度
3人	親（37）子（9）子（13）	303万円程度
4人	父（41）母（37）子（9）子（13）	365万円程度
5人	父（41）母（37）子（9）子（13）祖父または祖母（65）	421万円程度

※国が定める特別支援教育就学奨励費の収入額を需要額で除した値が1.5未満の世帯が該当します。
※所得額は給与所得控除後の金額です。基準は家族の年齢等により変わりますので、おおよその目安としてください。上記は令和2年度の基準に当てはめた場合の例です。

2. 申請方法

就学援助を希望される方は、お子様の通学する学校にお申し込みください。

※お子様が小学校と中学校に通学している場合は、それぞれの学校にご提出ください。

※前年度から継続して援助を希望される場合も、毎年申請が必要です。

申請書および必要書類を提出後、教育委員会にて審査し、認定の可否を決定します。
結果は学校を通じてお知らせします。

3. 申請時期

2月中旬～4月下旬頃

※各学校で申請を受け付けます。提出期限は、学校にお問い合わせください。

※年度途中の申請も受け付けますので、離職等により所得が著しく減少した場合は、学校にご相談ください。（申請受付日の翌月からの認定になります。）

4. 援助される費用

下記の費用を年3回に分けて、学校を通じて支給します（金額は予定）。なお、それぞれの費用が免除になるものではありません。

援助費目	援助の範囲（年額） 予定		対象学年
	小学校	中学校	
学用品費	11,630 円	22,730 円	全学年
通学用品費	2,270 円	2,270 円	1 年生以外の学年
学校給食費	実費 (上限 53,000 円)	実費 (上限 62,000 円)	全学年
校外活動費 (宿泊なし)	実費 (上限 1,600 円)	実費 (上限 2,310 円)	該当学年 ※実施前に認定された児童生徒のみ
校外活動費 (宿泊あり)	実費 (上限 3,690 円)	実費 (上限 6,210 円)	該当学年 ※実施前に認定された児童生徒のみ
修学旅行費	実費 (上限 21,890 円)	実費 (上限 60,910 円)	該当学年 ※実施前に認定された児童生徒のみ
新入学学用品費	51,060 円	60,000 円	4 月認定の 1 年生 ただし入学前支給を受けた場合は 新年度には支給されません
オンライン学習費	20,000 円 ※世帯あたり	20,000 円 ※世帯あたり	全学年 ※世帯に複数の認定児童生徒がいる場 合は、上級学年の児童生徒に支給
日本スポーツ振興 センター共済掛金	保護者負担額		全学年 ※市からスポーツ振興センターへ支払

※支給金額については国の基準により決定されます。上記は令和 2 年度の金額です。

5. 相談窓口

各学校 または 恵那市教育委員会学校教育課 26-2111（内 454）

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

